

職場復帰支援（リワーク支援）についてよくいただくご質問への回答

Q 1 利用に関する問い合わせは、本人でなければいけませんか？

→ お問い合わせは、休職者ご本人、ご家族、事業所ご担当者様、主治医の先生等、どなたでも結構です。まずは、お電話（017-774-7123）にてお話を伺います。

Q 2 問い合わせから通所開始まで、どれくらいかかりますか？

→ お問い合わせを受けた後、3者（休職者ご本人、事業主、主治医）の合意形成を図るためのコーディネートを行います。最初のお問い合わせの段階で、3者とも利用を考えていらっしゃる場合は、2週間程度で通所開始となります。

また、コーディネート期間中に体験利用いただくことも可能です。

Q 3 コーディネートではどのようなことを行うのでしょうか？

→ ご本人：生活リズムや体調の波の確認、復職に向けた課題の整理、一部のプログラムの体験利用等を行います。

事業主：復職時の受け入れ態勢や復職についての考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を行います。

主治医：治療状況の確認や支援内容に関する助言を求めます。

上記のことを3者に実施し、円滑に3者合意が行われるように支援について必要な補足説明を行います。

Q 4 費用はかかりますか？

→ 受講料は無料です。ただし、通所する交通費と食費は自己負担となります。

Q 5 自家用車で通所できますか？

→ 青森会場は、当センター敷地内の駐車場（無料）をご利用いただけます。八戸会場は、会場敷地内の駐車場をご利用いただけます（ただし、空きがない場合は、近隣の駐車場（無料）をご案内することがあります）。

Q 6 リワーク支援は毎日通えないと利用できないのでしょうか？

→ 通所する日数は、相談時の体調や復職していくときの労働条件も勘案して決定していくため、リワーク支援では毎日出勤することを条件としていません。

Q 7 休職中の公務員ですがリワーク支援を利用できますか？

→ リワーク支援は雇用保険適用事業所の社員のみを対象とするプログラムのため、公務員はご利用いただけません。

Q 8 退職してしまっているのですが再就職のためにリワーク支援を利用できますか？

→ リワーク支援は休職中の方に対するプログラムです。離職された方は就職のための支援プログラム（職業準備支援等）を活用しながら支援しています。